

操作等委託契約書標準案（素案）

（企業等に開閉操作を委託する場合の契約書条文案）

〇〇港海岸の水門・陸閘等開閉操作業務委託契約書（案）

海岸管理者（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間に、次の委託契約を締結する。

（対象とする災害と目的）

第1条 この契約は、次に掲げる災害から背後地を防護し、もって背後地域の生命、財産を防護し、災害に対する防災・減災に資することを目的とする。

- 一 〇〇港海岸〇〇地区に影響を及ぼす高潮・高波
- 二 〇〇港海岸〇〇地区に影響を及ぼす津波

（対象とする施設）

第2条 本契約における対象施設は、別表1のとおりとする。

<別表1案>

施設名	所在地	備考（通常状態）
〇〇水門	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	自動化
△△樋門	△△市△△区△△丁目△番△号地先	手動
□□陸閘	□□市□□区□□丁目□番□号地先	常時開放
××陸閘	××市××区××丁目×番×号地先	時間帯閉鎖

（委託業務）

第3条 甲は、前条に定める操作施設の管理及び操作に関する次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- 一 高潮・高波の発生が予測される場合の操作施設の開閉操作にかかる業務
- 二 津波の発生が予測される場合の操作施設の開閉操作にかかる業務
- 三 平常時における操作施設の維持管理にかかる業務（巡回・清掃業務、点検・可動確認業務）

（留意点）

・受託者の体制等を踏まえ、適切な委託範囲を定めることが重要である。

(委託業務の実施と指示)

第4条 乙は、甲との役割分担のもと、委託業務を実施しなければならない。委託業務は、「〇〇港海岸の操作施設の操作規則」(以下、「操作規則」という。)及び第5条第1項に定める「業務実施計画書」をふまえ、実施する。

2 甲は、乙への委託業務が安全かつ迅速に行われるよう、「操作規則」と「業務実施計画書」に基づき、適切な指示等を行う。

3 甲と乙は、施設の操作に際して、次のとおり確認する。

<高潮・高波への対応>

(1) 事前準備

- 一 甲は、円滑な閉鎖操作を促す観点から、必要な資機材について準備する。
- 二 乙は、予め操作のための人員態勢、操作手順、連絡体制などについて定めておく。

(2) 災害情報の収集

- 一 甲は、気象庁の予報等をもとに、高潮・高波に関する正確な災害情報を収集把握する。
- 二 甲は、収集把握した災害情報について、迅速かつ的確に乙へ伝える。
- 三 乙自らも、正確な災害情報の収集把握に努める。

(3) 閉鎖の判断

- 一 甲は、操作規則に定めた閉鎖操作の開始を判断するための基準に基づき、操作の可否等について判断する。

(4) 閉鎖の指示

- 一 甲は、閉鎖操作の判断基準に基づき、操作等が可能と判断した場合は、乙に対し、操作等を指示する。
- 二 乙は、甲の指示に基づき、操作態勢を整える。

(5) 堤外安全確認

- 一 乙は、堤外の安全確認のため、放送設備等を用いて、施設を閉鎖する旨を周辺の利用者へ周知し、退避させる。

(6) 閉鎖操作

- 一 乙は、施設の種類や構造、状態等をふまえた操作方法を習得し、操作技術の向上に努める。

(7) 操作等報告

- 一 甲は、乙に対し操作結果の報告を求める。
- 二 乙は、操作完了後速やかに、甲に対し、閉鎖結果等を報告する。

(8) 操作結果の確認

- 一 甲は、閉鎖操作の万全を期すため、操作が適切に行われたかどうか、各施設を巡回し、確認する。

(9) 災害情報の継続収集

- 一 甲は、操作完了後も、継続して災害情報を収集確認する。

(10) 内水処理のための施設操作

- 一 甲は、水門・樋門の閉鎖後も内水の状況について十分に監視する。
- 二 甲は、内水位が一定の危険水位に達した際、必要な施設操作等の判断・指示を行う。
- 三 乙は、甲より施設操作等の指示があった場合、水門・樋門の開閉やポンプによる排水作業等を開始する。
- 四 甲は、必要な措置を講じた後、速やかに関係機関へ連絡する。

(11) 高潮潮位の上昇への対応

- 一 甲は、水門・樋門の操作後も高潮潮位の状況について十分に監視する。
- 二 甲は、潮位が一定の危険水位に達した際、地方公共団体等関係機関へ連絡する。

(12) 開放指示

- 一 甲は、操作規則において定めた操作施設の開放指示基準に基づき、乙に対し、適切な指示を行う。

(13) 開放操作・確認

- 一 乙は、甲から水門・陸閘等の開放の指示があったとき、水門・陸閘等の閉鎖を解除し、甲にその旨を連絡する。
- 二 甲は、乙から水門・陸閘等の開放連絡を受けた後、施設の開放状態および損傷の有無について巡回し、確認を行う。

<津波への対応>

(1) 事前準備

- 一 甲は、迅速かつ円滑な閉鎖操作を促す観点から、必要な資機材について準備する。
- 二 乙は、予め水門・陸閘等施設までの移動方法・ルート、操作手順、報告手段、退避方法などについて定めておく。

(2) 災害情報の収集

- 一 甲は、気象庁の予報等をもとに、地震・津波に関する正確な災害情報を収集把握する。
- 二 甲は、収集把握した災害情報について、迅速かつ的確に乙へ伝える。
- 三 不測の事態により、甲から情報が入手できない場合を想定し、乙自らも、正確な災害情報の収集把握に努める。

(3) 閉鎖の判断

- 一 甲は、操作規則において定めた閉鎖操作の開始を判断するための基準に基づき、操作の可否等について判断する。

(4) 閉鎖の指示

[甲より閉鎖操作の指示ができる場合]

- 一 甲は、操作開始の判断基準に基づき、操作等が可能と判断した場合は、乙に対し、操作等を指示する。
- 二 乙は、甲の指示に基づき、操作態勢を整える。
- 三 乙は、甲から閉鎖指示があった場合でも、安全に操作できないと判断した場合は、操作を回避または中止する。

[甲から閉鎖操作の指示ができない場合]

- 四 情報通信手段の途絶等不測の事態の発生により、地震発生後から10分経過しても、甲より閉鎖指示の連絡がない場合は、乙自らが閉鎖の判断を行う。

(5) 堤外安全確認

- 一 乙は、堤外の安全確認のため、放送設備等を用いて、施設を閉鎖する旨を周辺の利用者へ周知し、退避させる。
- 二 退避を促す活動は、乙の安全確保が担保される範囲内で行う。
- 三 乙が自らの安全を確保するため、堤外の安全確認が十分にできず、残された人や財産に被害が及んだ場合でも、乙がその損害の賠償を請求されることはない。

(6) 閉鎖操作

- 一 乙は、施設の種類や構造、状態等をふまえた操作方法を習得し、操作技術の向上に努める。

(7) 操作結果等の報告

- 一 甲は、乙に対し操作結果の報告を求める。
- 二 乙は、操作完了後速やかに、甲に対し、閉鎖結果等を報告する。
- 三 甲は、乙より操作結果等の報告ができない事態が起こり得ることを認識しておく。

四 甲による操作結果の確認は、安全確保の観点から行わない。

(8) 災害情報の継続収集

一 甲は、操作完了後も安全を確保しつつ、継続して災害情報を収集確認する。

(9) 開放指示

一 甲は、操作規則において定めた操作施設の開放指示基準に基づき、乙に対し、適切な指示を行うこと。

(10) 開放操作・確認

一 乙は、甲から水門・陸閘等の開放の指示があったとき、水門・陸閘等の閉鎖を解除し、甲にその旨を連絡する。

二 甲は、乙から水門・陸閘等の開放連絡を受けた後、施設の開放状態および損傷の有無について巡回し、確認を行う。

(留意点)

・すべての受託者に対し作成を義務付けるものではないが、可能な限り業務実施計画書を作成することとし、作成に不慣れな受託者に対しては、委託者が積極的にこれを支援するなどし、適切な「業務実施計画書」の作成を促すことが重要である。

(業務実施計画書の提出)

第5条 乙は、委託業務を実施するための業務実施計画書を作成し、本契約書の締結後 30 日以内に甲に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の業務実施計画書に記載する項目は、別表2に定めるところによる。

3 乙は、提出した業務実施計画書に記載した内容に変更がある場合は、速やかに変更した業務実施計画書を甲へ提出し、承認を得なければならない。

<別表2案>

項目		内容
1	海岸管理者からの指示等の連絡先	海岸管理者から指示等の連絡を受ける連絡先電話番号等（複数）（平日の日中、夜間、休日別）
2	高潮・高波、津波に関する情報入手手段	気象庁等からの高潮・高波、津波に関する情報の入手手段
3	委託業務の実施責任者	委託業務の実施にかかる責任者の氏名、連絡先
4	現場操作員	委託業務を現地において実施する現場操作員の氏名、連絡先
5	現場操作員の連絡体制	実施責任者が現場操作員に指示等を行うための連絡体制（平日の日中、夜間、休日別）
6	業務の実施手順の詳細	海岸管理者からの閉鎖指示を受けた場合、または、地震の発生等を確認し、自ら施設の閉鎖判断を行う場合等の委託業務実施手順の詳細
7	退避にかかる判断基準	津波の発生が予測される場合の施設の開閉操作にかかる業務を実施するかどうかの判断規準となる各設定時間、退避場所
8	操作訓練の実施体制、スケジュール	操作訓練を行う人員体制と、実施スケジュール

（現場操作員の安全確保）

第6条 乙は、本契約の目的以外は、みだりに施設の操作等をしてはならない。

2 乙は、操作規則及び業務実施計画書に基づき、操作員の安全を確保した上で、施設の操作等に従事しなければならない。

3 乙は、気象情報や現場の情報等から、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、施設の操作等を行わず、速やかに安全な場所へ退避するものとする。

4 甲は、現場の状況等を踏まえて、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、乙に対し避難を指示し、操作等させてはならない。

（業務実績報告書の提出）

第7条 乙は、委託業務について、実施状況を記した当該年度の管理実績報告書を年度終了後30日以内に甲に提出し、承認を得なければならない。

2 業務実績報告書に記載する項目は、別表に定めるところによる。

<別表3案>

項目		内容
①高潮・高波の発生が予測される場合の操作施設の開閉操作にかかる業務の実績報告書の項目		
1	実施日	施設操作の実施日
2	閉鎖指示時刻	海岸管理者から閉鎖指示があった時刻
3	閉鎖時刻	操作施設を閉鎖した時刻
4	開放時刻	操作施設を開放した時刻
②津波の発生が予測される場合の操作施設の開閉操作にかかる業務の実績報告書の項目		
1	実施日	施設操作の実施日
2	閉鎖指示時刻または地震発生時刻	海岸管理者から閉鎖指示があった時刻、または自ら閉鎖操作の実施の可否を判断した場合は、判断のもとになった注意報等の発表等の情報入手時刻
3	現場操作員への閉鎖・避難指示時刻	現場操作員へ操作施設の閉鎖または避難を指示した時刻
4	閉鎖時刻	現場操作員が操作施設を閉鎖した時刻
5	避難完了時刻	現場操作員が退避場所に退避を完了した時刻
6	開放指示時刻	海岸管理者から開放指示があった時刻、または自ら開放の実施を判断した場合は、判断のもとになった注意報等の解除時刻等の情報入手時刻
7	現場操作員への開放指示時刻	現場操作員へ操作施設の開放を指示した時刻
8	開放時刻	現場操作員が操作施設を開放した時刻
③操作訓練にかかる実績報告書の項目		
1	実施日	訓練の実施日
2	実施内容	訓練を行った施設と内容
3	実施体制	訓練を行った者
4	問題点・課題	訓練を通してみえてくる現状の操作・退避等にかかる問題点や課題

(委託費及び支払方法)

第8条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用として、年額〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇円）を支払うものとする。

2 前項の委託費は、委託業務終了後に、乙の請求および前条に規定する業務実績報告書に基づいて精算するものとする。

3 甲は、請求書を受理した日から30日以内に委託費を支払うものとする。

(留意点)

- ・委託費を支払う場合、支払い方法等に関する規定を定める必要がある。

(補修に関する費用負担)

第9条 乙は、受託業務の実施に際して、操作施設の異常を発見した場合は、甲にその旨を速やかに報告しなくてはならない。

2 甲は、前項に規定する、操作施設の異常に関する乙からの報告を受けたときは、速やかに施設の補修等を行い、施設の機能を回復するものとする。ただし、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

3 甲は、年に1度、操作の詳細な点検を台風発生時期の前に実施するものとする。また、点検によって異常を発見した場合は維持補修を行い、操作施設の機能を速やかに回復するものとする。

4 甲は、操作施設の経年劣化に伴う機械・設備の更新を実施する。

(留意点)

- ・大規模な企業に委託する場合など、受託者に小規模な補修まで委託する場合、第1項の後に、以下の条項を追加する。

2 前項の規定により報告された操作施設の異常が軽微な場合は、甲乙協議の上、乙が施設の機能を回復するものとする。

3 前項の規定による施設の機能の回復に係る経費は、甲が負担するものとする。

※ 以下、条ズレ

(損害賠償責任)

第10条 甲は、乙が本契約書及び操作規則に従って施設の操作を行う限り、施設の操作に関して背後地域に浸水が発生し、背後地域に立地する企業等の第三者が、施設や機材等の財産の損傷・流出、人員の怪我や落命等の損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。

2 甲は、乙が第6条の規定に基づき、現場操作員の安全確保のために施設の閉鎖操作を行わなかった場合に、第三者が損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。

3 ただし、乙が責めを負うべき重大な過失があると認められる場合には、甲と乙により、協議を行うものとする。

(留意点)

- ・受託者は、委託された業務を実施する責任を負うこととなるが、受託者の体制等に応じて、全ての責任を負わせる形では受託する者が現れないことも想定される。
- ・そのため、施設の操作を行うことによって、受託者の現場操作員の安全が脅かされる危険性がある場合には、操作を行わずに退避することや、それに伴い背後地等が浸水するなど第三者が被害を受けたとしても、海岸管理者は受託者の責任を問わないよう規定することが重要である。

(操作員の負傷等)

第11条 乙は、受託業務の実施に際して事故等が発生し、現場操作員が負傷または死亡した場合、加入している労災保険制度等を活用し、現場操作員への保障等を行う。

(留意点)

- ・受託者に応じて、労災保険や公務災害補償等の活用について、委託者、受託者間において協議することが重要である。

(再委託)

第12条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部の実施を第三者に委託し、若しくは請け負わせる場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

3 乙は、前項の定めに従って、委託業務を第三者に再委託する場合は、書面による委託契約を締結するものとする。

4 乙は、本条第1項の定めに従って、委託業務を第三者に再委託する場合は、本契約書および操作規則に準拠して、委託契約を行うものとする。

5 乙は、本条第1項の定めに従って、委託業務を第三者に再委託する場合は、再委

託先との契約内容を含めた業務実施計画書を作成し、操作にかかる指示系統等を明確にしなければならない。

(留意点)

- ・再委託を行う場合は、海岸管理者が現場操作員を最終操作者まで含めて確認できるよう、業務実施計画書などで操作にかかる指示系統、連絡先等を明確にしておくことが重要である。

(訓練の実施)

第13条 操作施設の実地における訓練を、年に一度以上行うものとする。

2 前項の訓練は、業務実施計画書において、現場にて施設の操作を行うとされている現場操作員が参加したものでなければならない。

3 第1項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は現場操作員の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(留意点)

- ・操作規則の継続的改善のため、訓練によって明らかとなった課題等を踏まえて、操作規則や業務実施計画書に適切に反映することが重要である。

(調査等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況等について調査を行い、若しくは、乙に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、次のいずれかに該当するときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- 一 乙がこの契約に反する行為をしたとき。
- 二 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- 三 暴力団又は暴力団員が、委託業務に関与していることが認められるとき
- 四 この契約締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

(引き継ぎ)

第16条 施設等の用途を廃止したとき、又は甲が契約解除の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、甲の指定する期日までに施設を甲に引き継がなければならない。

(委託費の処理)

第17条 甲が契約解除の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2. 乙は、委託業務の処理上知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

<別記案>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

い。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(委託期間)

第19条 委託期間は、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までとする。

(定めのない事項の処理)

第20条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、
甲乙協議の上、定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 住所
海岸管理者名 印

(乙) 住所
〇〇 印